

議 第 1 1 5 号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

本市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）12月12日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定に

よる改正前の新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年2月11日条例第7号）

※公布日施行分

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年2月11日条例第7号）

※令和7年4月1日施行分

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)